

村山市広告入り窓口用封筒の取り扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市の市民環境課に備え置く書類入れの封筒（以下「窓口用封筒」という。）について、一定の条件等の下に、民間事業者等の広告が掲載された封筒の提供を受け入れ、市民の利用に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第2条 窓口用封筒に広告を掲載することができるもの（以下「広告主」という。）は、原則として市内に活動の拠点を有する法人その他の団体及び個人とする。

(掲載広告の範囲)

第3条 窓口用封筒に掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張や意見広告
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市報に掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(窓口用封筒の規格等)

第4条 窓口用封筒の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 角形20号封筒または角形A4号封筒で白色、古紙配合率100パーセント、2色刷りとし、枚数は提供者との協議により決する。
- (2) 広告の掲載箇所は、窓口用封筒の表面及び裏面の下部40パーセント以内とする。
- (3) 市長が指示する市章及び市の業務内容等を表示する。
- (4) 窓口用封筒は、使用開始日の5日前までに市が指定する場所に納品すること。
- (5) その他詳細については市民環境課と協議すること。

(窓口用封筒の提供期間)

第5条 窓口用封筒の提供期間(以下「封筒提供期間」という。)は1年とする。

(提供希望者の募集)

第6条 窓口用封筒の提供希望者の募集(以下「募集」という。)は、市内に住所を有する者とし、市報及び村山市公式ホームページにおいて行うものとする。

(提供の申込み)

第7条 窓口用封筒の提供希望者は、窓口用封筒提供申込書(別記様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 団体にあたっては、その団体の概要がわかるもの

(2) 個人にあたっては、身分証明書

2 前項の申込書の受付期間は封筒提供期間ごとに市長が別に定める。

(提供者の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申込書を受理したときは、提案内容等について審査し、窓口用封筒の提供者を決定する。

2 市長は、前項の規定により窓口用封筒の提供者を決定したときは、窓口用封筒の提供決定通知書(別記様式第2号)により、その結果及び条件等を窓口用封筒の提供希望者に通知するとともに、他の申込者に対し提供を受けない旨を通知するものとする。

(窓口用封筒の作成及び提供)

第9条 前条第1項の決定(以下「窓口用封筒提供決定者」という。)を受けた者(以下「封筒提供者」という。)は、第4条の規定により提供するものとする。

2 窓口用封筒は、封筒提供者の責任及び負担において作成するものとし、広告主又は第三者との間に生じたときは、封筒提供者がその解決にあたるものとする。

3 前2項及び第4条に定めるもののほか、窓口用封筒の提供方法等については、市長及び封筒提供者が協議の上定めるものとする。

(窓口用封筒提供決定の取り消し)

第10条 市長は、封筒提供者が前条第1項の規定に違反したとき、又は窓口用封筒の提供が不適切であると認めるときは、窓口用封筒提供決定を取り消すことができる。

(提供の中止)

第11条 封筒提供者は、自己の都合により封筒提供期間の終了前に窓口用封筒の提供を中止しようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により窓口用封筒の提供を中止した場合における既納の窓口用封筒は、返還しない。ただし、中止の理由について市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(審査会)

第12条 窓口用封筒の提供者の決定、第10条の規定による窓口用封筒提供決定の取り消しの要否、及び窓口用封筒に掲載する広告の適否に関する審査を行うため、広告入り窓口用封筒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に関し必要な項目は、別に定める。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月15日から施行する。

平成20年2月14日一部改正

平成23年6月14日一部改正

平成27年4月1日一部改正

令和2年2月14日一部改正

令和5年3月8日一部改正